

8 愛南町公告愛企第 7-4

入札公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札に付する。

令和 8 年 9 月 25 日

愛南町長 中村 維伯

入札公告個別事項

入札に付する事項	入札番号	0 7 0 4	
	工事名	R 8 配水建第 7 号 水道施設専用回線更新工事（城辺・西海地区）	
	工事場所	愛南町城辺甲ほか	
	工事概要	専用線機器更新 一式 城辺浄水場、緑水源、中町浄水場、城辺配水池、西海受水井	
	工期	工事開始日	工事請負契約の成立の日の翌開庁日（余裕工期設定工事を希望する場合は、工事請負契約の成立の日の翌日から起算して60日以内）
		工事末日	令和 9 年 3 月 19 日
	予定価格	1 0 7, 3 4 9, 0 0 0 円（9 7, 5 9 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を除く。））	
入札制度等の適用	特定建設資材の分別解体等及び再資源化等	☐ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく義務付けあり ☒ 同法に基づく義務付けなし	
	簡易型総合評価落札方式又は価格競争	☒ 簡易型総合評価落札方式 ☐ 施工計画型 ☒ 実績確認型 ☐ 価格競争方式	
	低入札価格調査制度等の適用	☒ 低入札価格調査制度 ☐ 土木工事 ☒ 建築工事等 ☐ 最低制限価格制度 ☐ 土木工事 ☐ 建築工事等	
入札参加資格	(1) 設計業務等の受託者	商号又は名称	－
		住所（本店）	－
	(2) 建設業許可	許可業種	電気通信工事業
		許可区分	特定建設業又は一般建設業
		本店等区分	本店、支店又は営業所
		本店等所在地	愛媛県内
	(3) 経営事項審査	建設工事の種類別	－
		その他（経審）	－
	(4) 格付け	格付け業種	電気通信工事
		格付け等級	－
		その他（格付け）	－
	(5) 施工実績（過去15年間）	工事の種類等	水道施設に係る電気通信設備工事
		出資比率等	元請
	(6) 配置予定技術者の資格等及び従事経験（過去15年間）	種類	監理技術者又は主任技術者
		法令による資格・免許等	・上記（2）に掲げる許可業種に関して建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ若しくはハ又は同第15条第 2 号イ若しくはハに該当する者であること。 ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証（上記（2）に掲げる許可業種に係るものに限る。）及び監理技術者講習修了証（監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴が貼り付けられている者は不要）を有する者であること。
		従事経験	－
	(7) その他	－	

契約条項 を示す場 所及び問 い合わせ 先	担当部局	愛南町役場水道課
	電話番号	0895(72)0835
	FAX番号	0895(72)1214
	電子メール	-
	住所	〒798-4196 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地
日程等	入札説明書の掲載期間	令和8年9月25日(金)から令和8年10月16日(金)まで
	設計書等の貸与期間	令和8年9月25日(金)から令和8年10月16日(金)までの受付時間中
	入札説明書についての質問提出期間	令和8年9月25日(金)から令和8年10月5日(月)までのシステム稼働時間中(ただし最終日は正午まで)
	質問に対する回答の公表期間	令和8年10月6日(火)から令和8年10月16日(金)まで
	申請書類の提出期間	令和8年10月14日(水)から令和8年10月16日(金)までのシステム稼働時間中(ただし最終日は午後5時まで)
	入札期間	令和8年10月14日(水)から令和8年10月16日(金)までのシステム稼働時間中(ただし最終日は午後5時まで)
	事前確認の日時	令和8年10月19日(月) 午前 8時30分
	開札日時	令和8年10月20日(火) 午前 9時00分
	開札結果発表	令和8年10月20日(火) 午後 1時30分
	開札(発表)場所	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地 愛南町役場本庁 2階 第1会議室
	低入札価格調査資料の提出期限	(※調査基準価格を下回った入札を行った者のみ提出) 令和8年10月26日(月) 午後 5時00分
	総合評価値についての疑義照会期間	評価値を入札情報公開システムに掲載した日を起算日として2日(休日を含まない。)以内の受付時間中
	落札者の決定の期限	令和8年10月22日(木) (ただし、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、この限りでない。)
	入札参加資格を認められなかった理由の説明要求期限	令和8年10月29日(木)までの受付時間中
	説明要求に対する回答期限	令和9年11月10日(火)
支払条件	前払金	請負代金額の10分の4に相当する額以内の額とする。(部分払に代えて中間前金払を選択した場合は、10分の6に相当する額以内) なお、低入札価格調査に係る契約にあっては、前金払は請負代金額の10分の2に相当する額以内の額とする。(部分払に代えて中間前金払を選択した場合は、10分の4に相当する額以内)
	部分払	中間前金払に代えて部分払を選択した場合、部分払を請求できる回数は、3回を限度とする。
その他	ア この公告の工事で、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第2項の規定による主任技術者の兼任を予定している場合は、入札を行うまでに、現在、主任技術者として従事している工事の発注者から承諾を得ておくこと。 イ この公告の工事は、週休2日確保工事実施要領(令和6年4月1日制定)に基づく<u>受注者希望型</u>の対象であり、現場閉所日の確保、実施方法及びその他の取り扱いについては、同要領の規定による。 ウ この公告の工事は、愛南町余裕工期設定工事に係る事務取扱要領(令和6年4月1日制定)に基づく<u>受注者希望型</u>の対象であり、工事開始日、前払金の請求、技術者の配置及びその他の取り扱いについては、同要領の規定による。 エ この公告の工事は、愛南町ICT活用工事実施要領(令和6年4月1日制定)に基づき、ICTの全面的活用を図るため、<u>受注者の提案・協議</u>により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事である。 オ この公告の工事の入札は、電子入札システムによる。ただし、電子入札システムにより難しい者は、町長の承諾を得たときに限り紙入札方式によることができる。	

注1 表中「-」が記入されている項目については、この公告の工事の入札においては該当がない項目である。

注2 上記の各期間について、「システム稼働時間中」とは、電子入札システムの稼働時間中のことであり、休日(愛南町の休日を定める条例(平成16年愛南町条例第4号)第1条に規定する町の休日をいう。以下同じ。)を除く日の午前9時から午後8時まで、「受付時間中」とは、休日を除く日の午前8時30分から午後5時までをいう。